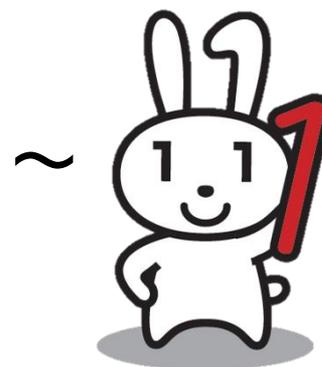


# 令和6年度 健康保険委員研修会資料

～ マイナ保険証のメリットとQ&A ～



全国健康保険協会 京都支部  
協会けんぽ

マイナ保険証

# 1. メリット

---





／ メリット1！ ／

## より良い医療が受けられる！

- ・特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
- ・薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬等のリスクも減少されます。
- ・初めての医療機関等はもちろん、旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

※本人の同意なく、医師や薬剤師に情報共有されることはありません。

また、医療機関等はマイナンバー(12桁の番号)ではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用するため、マイナンバー(12桁の番号)を取り扱うことはありません。





／ メリット2！ ／

## 限度額適用認定証の発行手続きが不要に

- ・マイナ保険証で医療機関等を受診すると、限度額適用認定証がなくても、ご本人が同意すれば高額療養費制度に基づき、限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。
- ・「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「特定疾病療養受療証」は最新の健康保険の資格で、協会けんぽへの申請を行って認定を受けていれば証書の持参は不要です。





＼ メリット3！ ／

## 保険証としてずっと使える！

従来であれば、保険証の発行まで1週間～2週間程度の時間を要していましたが、マイナ保険証であれば保険証と違ってカードの切り替えが不要で、保険証の到着を待つ必要がありません。

【高齢受給者証について】

マイナ保険証で受診される場合は高齢受給者証の提示は不要ですが、オンライン資格確認が利用できない医療機関等を受診する際には提示が必要です。そのため、高齢受給者証は引き続き発行いたします。



＼ メリット4！ ／

## 自身の健康管理に役立つ！

マイナポータルでは自分の健診情報やお薬の情報を見ることができます。そのため自身の体にかかわる情報をいつでも確認することができるので、健康についての意識が高まります！



＼ メリット5！ ／

## 確定申告も簡潔に！

医療費の領収書を管理・保管しなくても、マイナポータルで医療費通知の情報を管理することが可能となります。

マイナポータルとe-Taxを連携することで、データを自動入力できるため、確定申告の手続きも簡潔に行えます。



**安心・便利**なマイナ保険証をぜひ活用しましょう！

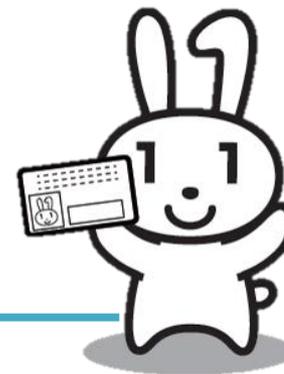
協会けんぽマイナ保険証特設ページも  
ご確認ください！



マイナ保険証

## 2. Q & A

---



マイナ保険証編	P.8
資格情報のお知らせ編	P.10
資格確認書編	P.12
保険証等の返却について	P.14

# マイナ保険証編

## マイナ保険証とは

マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録をしたものです。オンライン資格確認システムを導入している医療機関等が対象になります。



**Q1** 病院でマイナ保険証を提示し、オンライン資格確認を利用したところ、「無効」や「資格情報なし」と出ました。なぜでしょうか

**A1** 以下のことが考えられます。

### 「無効」

直近で資格喪失の記録はあるが、そのあと(現在)の資格の登録が間に合っていない可能性が考えられます。

資格取得届や、被扶養者異動届などを提出されたのが最近の場合には、少し間を空けてからマイナポータル「健康保険証等情報」を確認いただくことで、現在の資格の登録が完了しているか確認いただくことが可能です。

### 「資格情報なし」

資格喪失済みのもも含めて資格情報が確認できない場合で、マイナンバーに紐づく資格情報の登録中の可能性や、他の記録と合わせて、現在加入中の保険者が資格情報の確認を行っている可能性が考えられます。

# マイナ保険証編

**Q2** 医療機関等の受診時にマイナ保険証を忘れた場合、どのようにすれば良いですか

**A2** 保険証を持参している場合は、保険証をご提示ください。(令和7年12月1日まで有効)  
保険証も持参していない場合は、現行の保険証を忘れた場合の取り扱いと同様で、一旦、全額自己負担で医療費をお支払いいただき、後日療養費支給申請にて払い戻しを受けていただくこととなります。

**Q3** 転職等で記号番号が変わった場合、マイナ保険証の利用登録は再度行わないといけないのでしょうか。また、転職後はいつからマイナ保険証が使えますか。

**A3** 一度マイナンバーカードを保険証として利用登録を行うと、転職等にもなう再登録は不要です。ただし、事業主にマイナンバーを届け出てください。  
新しい勤務先からマイナンバーを記載した資格取得届等を提出し、協会けんぽ等保険者の処理が完了後に、新しい資格情報が反映され、マイナ保険証が使用できます。  
※新しい勤務先からの資格取得届と、以前のお勤め先の資格喪失届の手続きが完了していない場合、最新の資格情報が表示されないことがあります。

## 事業主・担当者様へのお願い

マイナ保険証は「資格取得」と「資格喪失」の手続きが完了するまで使用できません。  
切り替えを円滑に行うため、以下のお手続きを速やかにお願いたします。

従業員が入社した場合・家族を扶養に追加する場合

「資格取得届」「被扶養者異動届」にマイナンバーを記載の上、5日以内に日本年金機構へ提出

従業員が退職した場合・家族を扶養から削除する場合

「資格喪失届」「被扶養者異動届」を5日以内に日本年金機構へ提出

# 資格情報のお知らせ編

## 資格情報のお知らせとは

マイナ保険証の保有者が簡易に自身の健康保険の記号・番号を知ることができるようにし、協会けんぽへの申請を行う際の記入時に使用したり、オンライン資格確認未導入の医療機関を受診する際に、マイナンバーカードと一緒に提示することで保険診療を可能にするものです。

現在協会けんぽに加入中の方には、令和6年9月から令和7年2月までの間に、2回に分けて事業所様を通じて送付する予定としています。医療機関等で保険診療を受けるために使用できるのは、令和6年12月2日からです。

資格情報のお知らせ		
記号	12345678	番号 1234567 核番 01
氏名	外ウ 900 佐藤 太郎	
生年月日	平成元年 10月 1日	
資格取得年月日	令和 2年 1月 1日	
保険者番号	12345678	
保険者名称	全国健康保険協会〇〇支部	

**Q1** 事業所の名称や所在地が変更となった場合や、従業員の住所に変更があった場合 資格情報のお知らせは再度送付してもらえますか。

**A1** ●事業所名称の変更

健康保険の記号は変わらないため、**発行されません**。

●事業所所在地変更

健康保険の記号が変わる(都道府県をまたぐ所在地の変更等)場合は、**自動発行されます**。事業所に全従業員様とそこご家族の資格情報のお知らせを送付いたしますので、配付してください。

●被保険者の住所変更

健康保険の記号・番号は変わらないため、**発行されません**。

※住所変更の場合、資格情報のお知らせには住所の記載欄がありませんので新たに発行されることはありません。

# 資格情報のお知らせ編

**Q2** 資格情報のお知らせを紛失した場合、再発行は必要ですか？  
必要な場合、手続きはどのようにすればよいですか

**A2** マイナ保険証が使用できる場合は再発行の必要はありませんが、マイナ保険証(オンライン資格確認)に対応していない医療機関等を受診する際に、マイナ保険証のみでは資格の確認ができないため保険診療を受けることができません。  
その場合、マイナンバーカードとあわせて資格情報のお知らせ、もしくはマイナポータルを提示することで保険診療を受けることができます。  
資格情報のお知らせは再交付が可能ですので「資格情報のお知らせ交付申請書」を協会けんぽにご提出ください。

※申請は被保険者様で手続きが可能です。また、再交付申請の際は、資格情報のお知らせ交付申請書に記載された住所あてに送付させていただきます。

※「資格情報のお知らせ交付申請書」は今後、協会けんぽのホームページに掲載される予定です。

**Q3** 事業所に一括で届いた資格情報のお知らせの中に、すでに退職をしている従業員の封筒もありました。破棄してよいですか。

**A3** お手数をおかけして申し訳ありませんが、同封の返信用封筒を使用して、協会けんぽへ送付していただくようご協力をお願いいたします。

# 資格確認書編

## 資格確認書とは

マイナ保険証未登録者やマイナンバーカードを持っていない方が医療機関等を受診する際、マイナ保険証の代わりに使用するものです。

保険証と同じ効力を有するものですが、保険証とは違い、**最大5年間の有効期限**があります。



### Q1 資格確認書はいつ頃交付されますか

#### A1 ●既存加入者様

**令和7年9月頃に発行予定**

※マイナ保険証の利用未登録やマイナンバーの未登録等、協会けんぽで資格確認書の発行が必要と判断した場合に事業所を経由してお送りします

#### ●新規の加入者様

令和6年12月2日以降、日本年金機構へ提出する**資格取得届等による発行希望欄への記載に基づき**、事業所を経由して加入者様に発行します。

日本年金機構の事務処理状況にもよりますが、届け出をいただいてから**2～3週間で資格確認書をお届け**いたします。

※資格取得届等の発行希望欄への記載がない場合でも、マイナ保険証の利用未登録等が協会けんぽで確認できた場合は、自動的に発行されます。ただし、発行までに30～60日間要します。

# 資格確認書編

**Q2** 従業員が出産しました。お子さんのマイナンバーカードの発行までに時間がかかりそうです。医療機関等にかかる際、何か方法はありますか。

**A2** 資格確認書を医療機関等の窓口で提示することで、保険診療を受けることができます。  
スムーズな資格確認書の発行のために、お子様の「被扶養者異動届」を日本年金機構へ提出する際に、“**資格確認書発行要否**”欄にを入れていただくようお願いいたします。

マイナンバーを記載してください

マイナ保険証をお持ちでない方で資格確認書の発行を希望される方はこちらにチェックをお願いします。

※上記は「被保険者資格情報届」のイメージ図となります。  
「被扶養者異動届」にも**資格確認書発行要否確認欄**が追加されます。

**Q3** マイナンバーカードを持っていない従業員が、令和6年12月2日以降に保険証を紛失した場合、医療機関等にかかる際どのようにすれば良いですか。

**A3** 令和6年12月2日以降は、保険証の再交付もされません。  
全加入者様に交付している「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関を受診することができませんので、「資格確認書」の発行手続きをお願いいたします。  
なお、「資格確認書」の発行は、「資格確認書交付申請書」に必要事項を記載し、事業所を通じて協会けんぽに申請してください。

# 保険証等の返却について

**Q1** マイナ保険証に移行した後も、保険証は返納しないといけないですか？

**A1** 従業員様のご退職や、被扶養者様の異動があった際の健康保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の返却は下記の通りとなります。

保険証	2025(令和7)年12月1日までの退職の場合、資格喪失届に保険証を添付して返却してください
資格情報のお知らせ	返却は不要です
資格確認書	有効期限内の退職であれば、資格喪失届に添付して返却してください 有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です

# マイナ保険証に関するお問い合わせ先

## 協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

☎ 0570-015-369

【問い合わせ内容】

マイナ保険証・オンライン資格確認、資格情報のお知らせ、資格確認書に関する内容

【受付時間】

平日 8:30~17:15(令和6年9月2日から令和8年2月27日)

【対応言語】

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語  
※加入者様等・オペレーター・通訳者の3者通話となります

## マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

【問い合わせ内容】

通知カード、個人番号カードに関することや、その他マイナンバー制度に関する内容

【受付時間】

平日 9:30~20:00

土日祝 9:30~17:30

問い合わせ内容により、電話番号が異なりますのでご注意ください



---

ご清聴ありがとうございました

視聴後はアンケートの回答にご協力をお願いいたします。